

# 「子育てするなら山形県」

と実感できる社会の実現をめざす

# 山形県子育て基本条例

ができました

平成22年3月19日 公布・施行

## キーワード

子どもは  
社会の宝

少子化対策は  
未来への礎

県民  
総ぐるみ

お互いさま  
の心

## 条例制定にあたっての「思い」をこの前文に込めています

### 前文

「子ども」は、いつの時代においても社会の宝であり、未来への希望である。本県の子どもが、健やかに心豊かに成長するとともに、県民誰もが安心して子どもを生み、育てることができることは、県民の願いである。

しかしながら、家族形態が多様化している中で、子育てに大変さを感じている県民も多いのが現状であり、特に共働き世帯が多い本県においては、仕事と家庭との両立が課題である。また、少子化も進行しており、県民生活の全般にわたり、将来に深刻な影響をもたらしかねない。

今、全力を挙げて取り組んでいかなければならないのは、こうした事態に対処するための少子化対策であり、「将来の山形」を担う子どもたちを安心して生み、育てる環境を整備することである。これは、本県にとって、人口減少の流れを変える未来への礎である。

幸い本県には、「もう一つの日本」と称されるように自然と人間との調和がとれ、多彩な地域文化、三世代同居や地域社会における連帯感をはじめとする互助の精神が引き継がれるなど、子育てにとって恵まれた環境がある。

これらの子育てに適した環境を生かして、行政、県民、家庭、事業者、保育所、幼稚園、学校、非営利活動団体、地域の団体等がそれぞれの役割分担の下に連携し、子育ての喜びや素晴らしさを共有しながら、総ぐるみで支援し、子育ての負担感の軽減を図っていくことが大切である。

そのためには、県民一人一人ができることから、子どもや子どもを生み、育てる家庭に対する応援活動を実践することが必要である。

人と人が「お互いさまの心」を大切にして助け合う行動が積み重なって、やがて、山形らしい風土となって親から子へと受け継がれていく。これにより、自然と人間との調和を図りながら、多彩な地域文化を生かし、将来にわたって、本県に生まれ、育つすべての子どもが健やかに心豊かに成長するとともに、誰もが「子育てするなら山形県」と実感できる社会を実現することを目指して、この条例を制定する。